
第3章 計画の内容

第3章 計画の内容

重点項目1 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進

【現状と課題】

男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因の一つに、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた固定的性別役割分担意識があります。こうした意識は時代とともに変わりつつありますが、今もなお、家庭、地域、職場等の中に依然として残っており、これに基づく社会制度や慣行等が、男女の多様な生き方の主体的な選択に影響を及ぼし、個人としての個性と能力の発揮を阻害するおそれがあります。

平成27年度に実施した市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識について、否定的な傾向にある人の割合が肯定的な傾向にある人の割合を上回ったものの、性別で見ると、男性は依然として肯定的な傾向にある人の割合が否定的な傾向にある人の割合を上回っており、男女間で意識の差が見られます。

また、男女の地位の平等感について、依然としてほとんどの分野で男性の方が優遇されていると感じる人の割合が多い結果となっており、男女共同参画意識の形成には至っておりません。

さらに、性的指向^{※3}や性自認等を理由とする差別や偏見等に関わる課題も顕在化してきており、「個人の尊厳の尊重」の観点を踏まえ性の多様性についての理解促進についても取り組む必要があります。

そのため、男女共同参画社会の形成に向けた取組の基盤となる、市民一人ひとりの男女共同参画についての理解の深化を図るための教育・学習を学校、家庭、職場、地域等あらゆる分野において推進し、その内容等の更なる充実を図ることが必要です。

※3 性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。(国第4次男女共同参画計画)

施策の方向① 固定的性別役割分担意識の解消に向けた学習の推進及び慣行の見直し

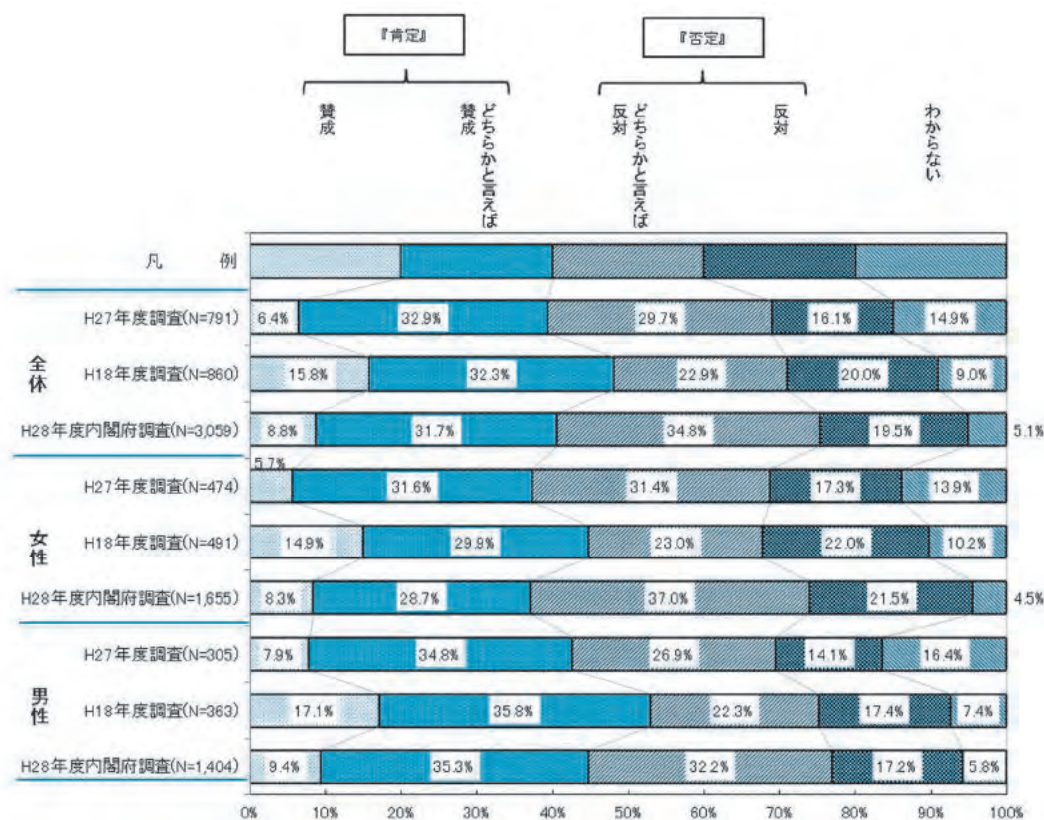
| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--------------------------------|--|--------------|
| 1 | 広く市民を対象とする男女共同参画に関する学習機会の提供 | 男女共同参画についての正しい理解が市民に広がるよう出水市男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえた講座等を実施します。 また、講座等の実施に当たっては、多様な立場にある人が参加しやすいように配慮を行います。 | 企画政策課 |
| 2 | 男女共同参画社会の形成に向けた広報・啓発活動の推進 | 男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識の解消を図り、男女共同参画についての理解を深めるための広報・啓発活動を行います。 | 企画政策課 |
| 3 | 男女共同参画の視点に立った社会教育・家庭教育の推進 | 社会教育・家庭教育等において、年齢や性別に関わりなく広く市民に多様な内容で提供される学習は、市民の男女共同参画意識に影響を及ぼす場合もあり、男女共同参画の視点に立った教育の推進に努めるとともに、学習内容の企画・実施等に当たって固定的性別役割分担意識を助長するものではないか、画一的な「男性像」「女性像」「家族像」を強調するものでないか等に配慮します。 また、講座等の実施に当たっては、多様な立場にある人が参加しやすいように配慮を行います。 | 生涯学習課 |
| 4 | 男女共同参画社会の形成に向けた全庁的な理解の共有と意識の啓発 | 市におけるあらゆる施策の推進が、男女共同参画社会の形成の促進につながるよう、男女共同参画についての全庁的な理解の共有と職員一人ひとりの男女共同参画意識の普及・啓発を図る職員研修を行います。 | 総務課 企画政策課 |



| 施策の方向② 学校教育における人権・男女平等教育の推進 | | | |
|-----------------------------|---|--|------------------------|
| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
| 5 | 男女共同参画の視点に立った人権・男女平等教育の推進 | 男女共同参画は、個人の尊重と男女平等の理念を包含し事実上の平等を目指しています。その阻害要因である固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消等児童生徒の男女平等意識を育むとともに、一人ひとりが自ら人権の主体として自尊感情を高めることを基礎とする人権意識の醸成に向けて、出水市男女共同参画推進条例の基本理念を踏まえる男女共同参画の視点に立った人権・男女平等教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 6 | 学校における男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育の推進 | 子どもの頃からの発達段階に応じた総合的なキャリア教育を推進します。また、児童生徒一人ひとりが性別にとらわれることなく、望ましい職業観や勤労観をもち主体的な進路や職業を選択できる能力・態度を身に付けることができるようキャリア教育、進路・職業指導の際の配慮を行います。 | 学校教育課 |
| 7 | 学校教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための学習機会の提供及び情報提供の推進 | 教育に携わる人の男女共同参画意識は、子どもたちをはじめ教育を受けている人の意識に大きな影響を及ぼすことから、教育関係者（幼稚園教諭を含む教職員、保育士等）が男女共同参画を正しく理解し、教育現場で男女共同参画の視点に立った教育が推進されるよう、市・県・関係機関等が実施する男女共同参画についての学習機会への参加促進と情報提供を行います。 | 学校教育課 こども課 企画政策課 |

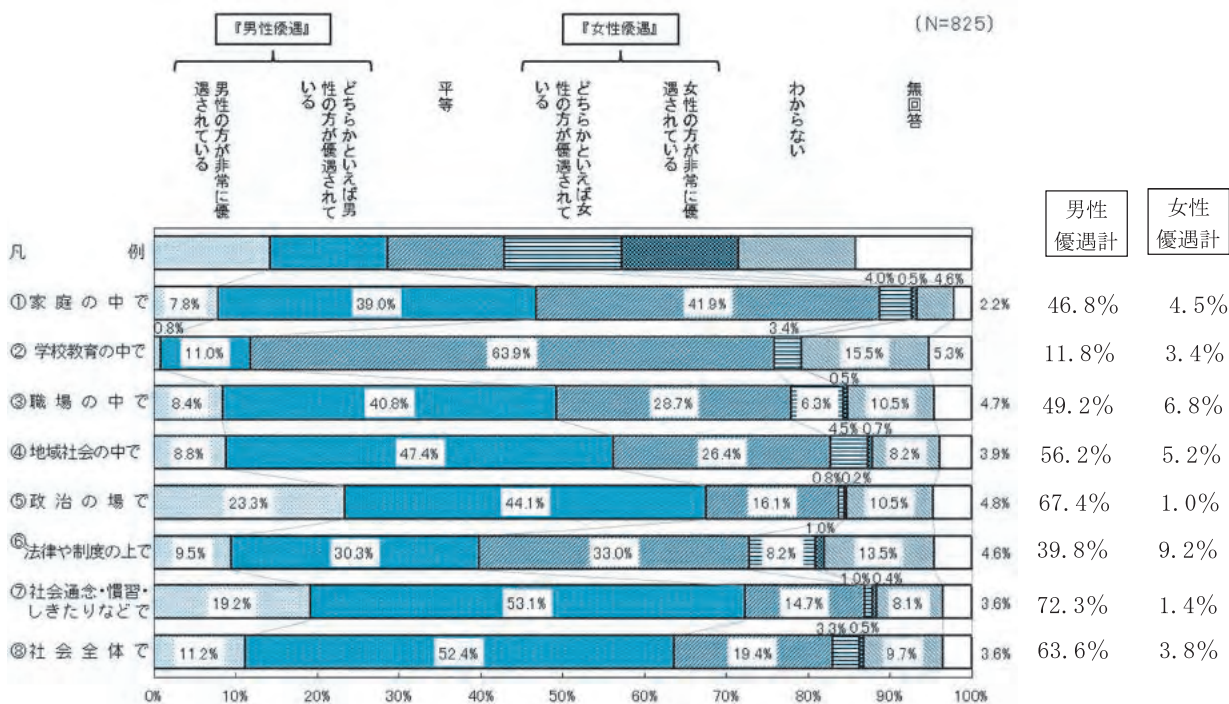
| 施策の方向③ 性の多様性についての理解促進 | | | |
|-----------------------|------------------|--|-------------------------|
| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
| 8 | 性の多様性に関する啓発、相談対応 | 性的少数者であることを理由にした偏見や差別の解消を目指した啓発活動に取り組むとともに、相談に適切に対応します。 学校においては、教職員の一層の理解促進に努め、日頃から児童生徒が相談しやすい環境づくりに取り組むとともに、性の多様性に関する理解を深める教育を推進します。 | 企画政策課 健康増進課 学校教育課 |

● 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方 [本市・全国]



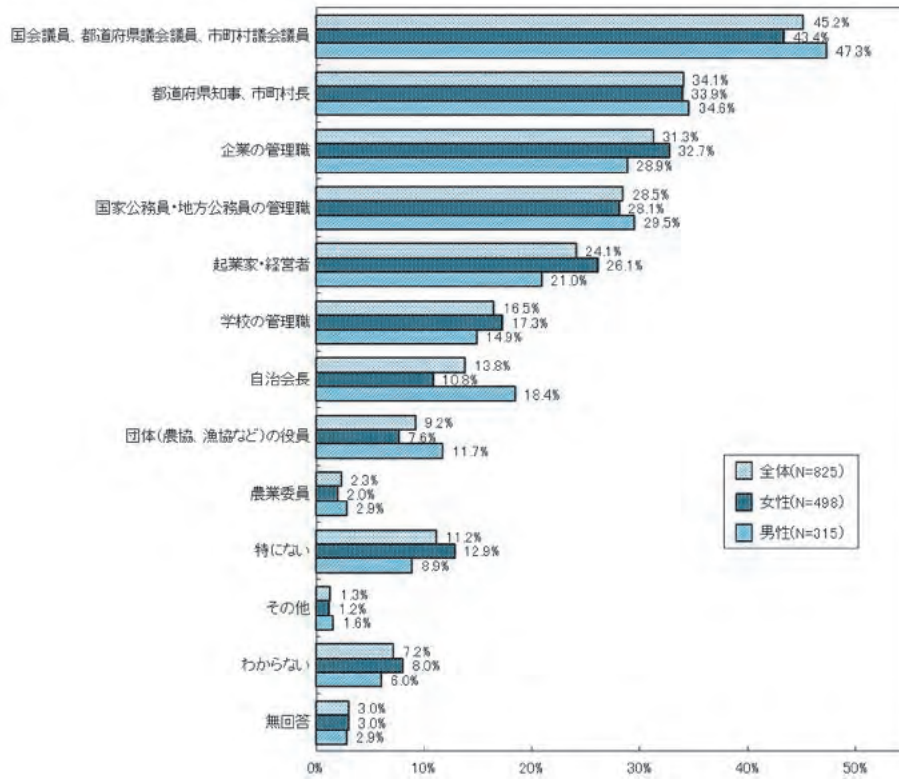
資料：市「平成 18 年度男女共同参画に関する市民意識調査」、市「平成 27 年度男女共同参画に関する市民意識調査」、内閣府「平成 28 年度男女共同参画社会に関する世論調査」

● 男女の地位の平等感



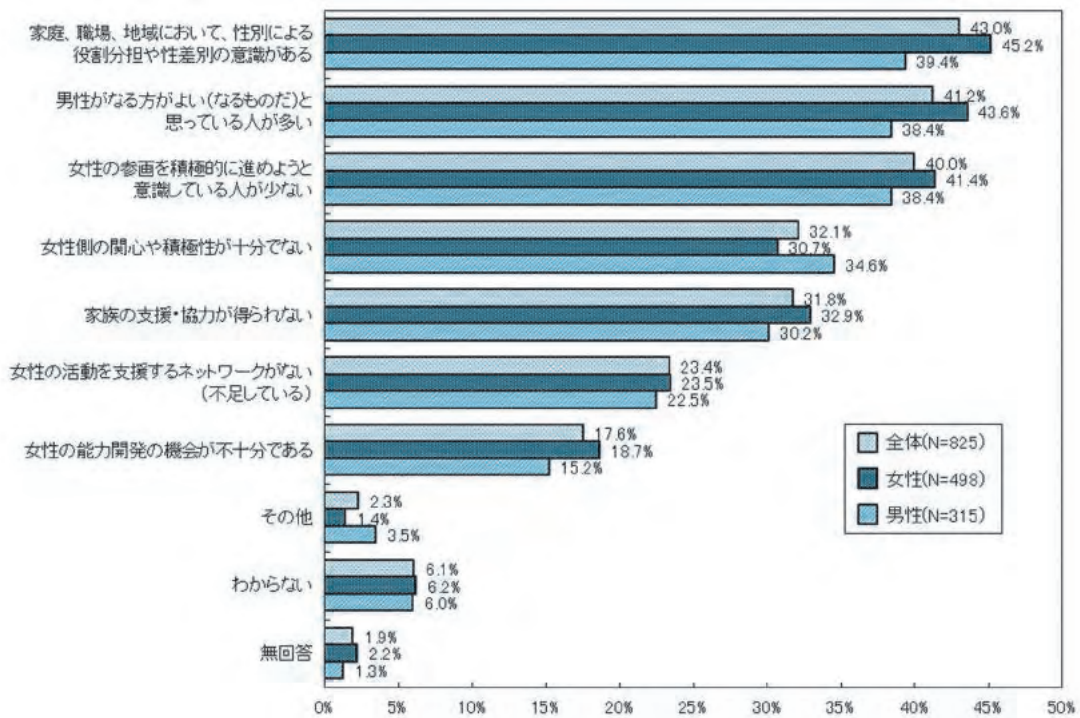
資料：市「平成 27 年度男女共同参画に関する市民意識調査」

● 今後女性が增える方が良いと思う職業・役職（全体・性別）



資料：市「平成 27 年度男女共同参画に関する市民意識調査」

● 女性の参画が少ない原因（全体・性別）



資料：市「平成 27 年度男女共同参画に関する市民意識調査」

重点項目2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (出水市女性の職業生活における活躍の推進計画Ⅰ)

【現状と課題】

多様化する地域課題の解決に向けて、あらゆる分野の政策・方針決定過程に多様な立場の人が参画し、男女双方の意思が公正に反映されることが必要です。

また、多様性に富んだ活力ある社会づくりを進めるために、多様な人材が、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく活躍できる制度や慣行の改善も求められています。

平成27年度に実施した市民意識調査では、政策・方針決定過程への女性の参画が少ない理由として、「性別による役割分担や性差別の意識がある」が最も多く、次いで「男性になる方がよいと思っている人が多い」「女性の参画を積極的に進めようとしている意識している人が少ない」の順になっています。

また、本市の審議会等委員に占める女性の割合は、23.8%（平成28年3月31日現在）で、27年度より1.8ポイント高くなったものの、県内市平均の26.1%と比較しても低い水準にあります。

このように、本市においては、多くの女性が地域活動等あらゆる分野に参加し、大きな役割を担っているにもかかわらず、政策・方針決定過程への女性の参画の状況は依然として十分ではありません。

そのため、男女双方が女性の参画の意義について認識を深め、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境整備に取り組むことが必要です。



施策の方向① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境整備の促進

| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|--|--|-------------------|
| 9 | 男女共同参画に関する男性の理解の浸透を図るための啓発の促進 | 固定的性別役割分担意識の状況は、依然として女性より男性に強く残っており、特に企業・団体等の経営者や管理職等組織の男女共同参画意識は、女性の参画の状況に影響を及ぼしています。そのため、あらゆる分野の持続可能な組織経営に要請されるダイバーシティ※ ⁴ 推進の観点からも、その基盤を成す男女共同参画への男性の理解を図る必要があります。関係機関・団体等と連携した学習機会の提供や情報提供に取り組めます。 | 企画政策課 シティセールス課 |
| 10 | 雇用分野における女性の参画の拡大を図る取組の推進 | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」についての普及・啓発を図るとともに、事業所の主体的な取組が促進されるよう学習機会の提供や情報提供等の支援を行います。 | シティセールス課 企画政策課 |
| 11 | 市の審議会等委員への女性の登用を進める取組の推進 | 年次ごとに調査を行い、数値目標の達成に向けた計画的な登用を図ります。改選時に当たっては、多様な視点が反映されるよう人材の固定化の改善に留意し、推薦を依頼する団体への協力要請や公募制度の充実に努めます。 | 企画政策課 関係各課 |
| 12 | 市における女性職員の管理職登用推進 | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を踏まえ、女性職員の管理職登用を推進します。 | 総務課 |
| 13 | 自治会等地域活動における方針決定過程への女性の参画の拡大を図る取組の推進 | 地域の多様化と持続可能な地域の活力を担うコミュニティづくりへの要請に対応するため、自治会等における方針決定過程への女性の参画の拡大を図る必要があります。そのため、固定的性別役割分担意識に基づく運営や活動の在り方等慣行の見直しに向けた意識啓発を図ります。 | 総務課 企画政策課 |
| 14 | 「男女共同参画の視点」と「協働」の手法を活用した地域づくりに関する学習の推進 | 多様化・複雑化する地域課題の解決に向けた地域づくりには、「男女共同参画の視点」と「協働」の手法による活用が必要です。 また、地域づくりを担う主体として重要な自治会やNPO等における地域づくりのリーダーの育成も重要な課題です。そのため、県や関係機関等と連携・協働し、地域づくりに関する学習機会の提供や情報提供に努めます。 | 総務課 |

| 施策の方向② 女性の能力発揮のための支援 | | | |
|----------------------|---------------------------------|---|-------------------------------------|
| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
| 15 | 女性の能力開発のための支援 | 女性が将来のキャリアデザインを描き、意欲を持って就業できるよう、県や関係機関等が実施するキャリアアップのための能力開発に係る学習機会の情報提供等を通じた支援を行います。 | 企画政策課 シティセールス課 |
| 16 | 農林水産業や商工業等の自営業の分野における女性の経営参画の促進 | 農林水産業や商工業等の自営業において、女性が経営方針等決定過程に参画するために、県や関係機関等が実施する経営者として必要な知識・技術を習得する機会の情報提供等を通じた支援を行います。 | 農林水産整備課 シティセールス課 企画政策課 農政課 |

※4 ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。(国第4次男女共同参画基本計画)



重点項目3 男女が共に能力を発揮でき、仕事と生活の調和が図れる働きやすい環境づくり (出水市女性の職業生活における活躍の推進計画Ⅱ)

【現状と課題】

人口減少・少子高齢化の進行と労働力人口の減少、グローバル化等社会経済環境の変化の中で、職場優先の組織風土や長時間勤務等を前提とした男性中心型労働慣行は、男女双方の働き方・暮らし方に様々な影響を及ぼし、女性の活躍を阻害する要因の一つになっています。

本市においても、女性の年齢階級別労働力率を表す曲線は、30歳から34歳の76.3%（平成27年）を底とする「M字カーブ」^{※5}を描き、依然として出産・子育て期に就業を中断する女性が多くなっています。また、子育て期以降の女性の雇用形態をみると、パートタイム労働等の非正規雇用で働いている人の割合が高くなっており、賃金や管理職への登用などの処遇に男女間の格差も存在しています。

就業は、個人の生活の経済的基盤であると同時に、自己実現につながるものであり、男女双方が、能力を発揮できる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から重要であるとともに、多様化への対応により社会・経済の活力を高めるという観点からも要請されます。

そのため、管理職等の意識改革や長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行を見直し、雇用の分野における男女の均等な機会の確保や女性の就労継続、再就職支援など女性の職業生活における活躍の推進に向けた取組を進める必要があります。

また、高齢化の進行を踏まえた緊要な社会的課題である介護離職者の防止など子育てや介護等ライフイベントに対応し、仕事と生活の調和が図れるよう柔軟な働き方を可能にする就業環境の整備の促進に向けた取組が必要です。

さらに、個人経営が多い農業や商工自営業等においても、男女が共に経営の担い手として参画する環境の整備に取り組む必要があります。

※5 M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。（国第4次男女共同参画計画）

| 施策の方向① 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 | | | |
|---------------------------------|---|---|-------------------|
| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
| 17 | 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保や非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令等の普及・啓発 | 募集・採用、配置・昇進の雇用ステージにおける性別を理由とした差別の禁止や、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止などを規定する男女雇用機会均等法等関係法令の周知を図ります。 また、パートタイム労働者など非正規労働者の雇用条件や雇用環境の整備を促進するため、正規労働者との均衡のとれた公正な待遇の確保や正規労働者への転換の推進等を規定するパートタイム労働法をはじめ関係法令の周知を図ります。 | シティセールス課 企画政策課 |
| 18 | セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止に向けた啓発 | セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けた事業所の主体的な取組が促進されるよう、関係機関・団体等との連携による情報提供等の啓発活動に取り組みます。 | シティセールス課 企画政策課 |
| 19 | 雇用に関する各種相談への対応 | 雇用の場における差別や就業条件その他労働に関する相談を必要とする人に対し、相談窓口の紹介等、関係機関等との連携による適切な対応を行います。 | シティセールス課 |

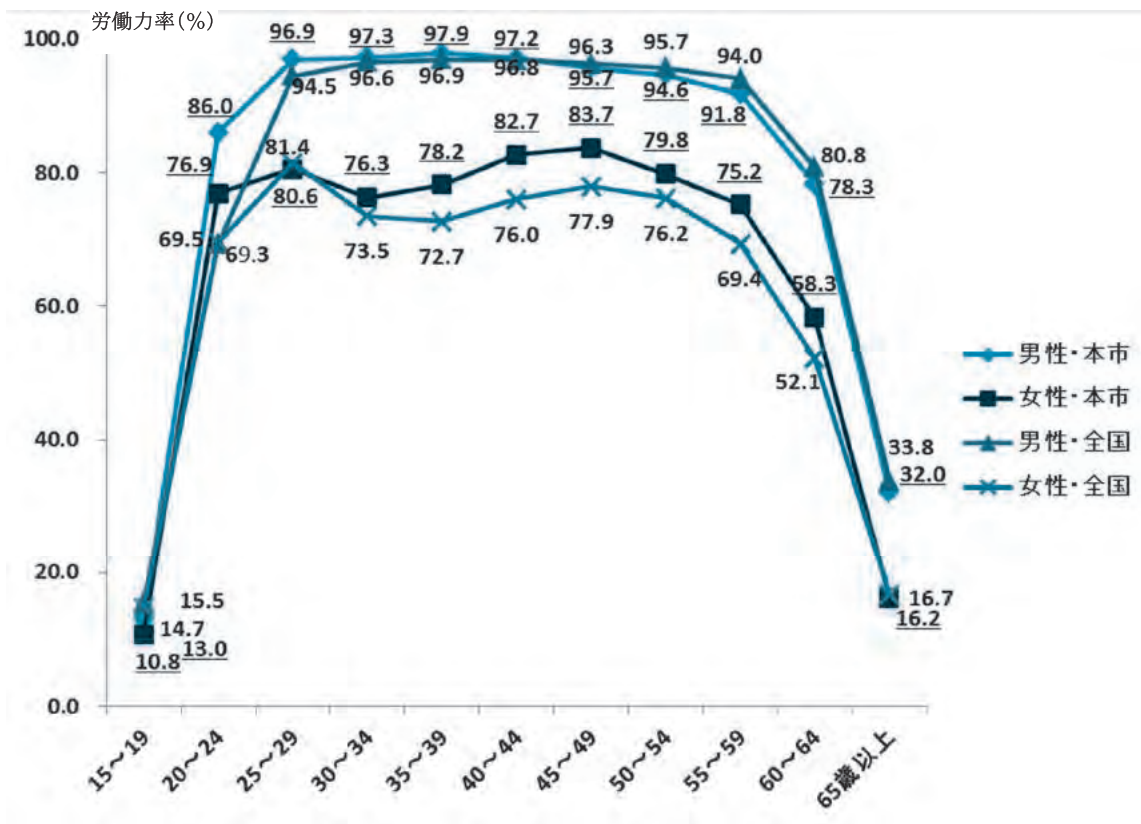
| 施策の方向② 長時間労働の是正等働き方改革の推進 | | | |
|--------------------------|--|--|--------------------------|
| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
| 20 | 長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、育児・介護と仕事の両立支援に向けた意識啓発 | 長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進をはじめとする働き方改革を推進するため、仕事と生活の調和の実現に向けた理解の浸透と気運の醸成を図る広報・啓発に取り組みます。 | シティセールス課 企画政策課 総務課 |

| 施策の方向③ 農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備 | | | |
|------------------------------------|------------------------------|--|-------------------------------------|
| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
| 21 | 農林水産業や商工業等の自営業の分野における就業環境の整備 | 農林水産業や商工業等の自営業において、女性が家族従業員として果たしている役割が適切に評価され、その貢献に見合う賃金の確保や、女性の経済的地位の向上など女性が働きやすい就業環境の整備の促進に向けて、県や関係機関等との連携による啓発に取り組みます。 | 農政課 農林水産整備課 シティセールス課 企画政策課 |

施策の方向④ 男性の家事・育児等への参画の促進

| 番号 | 男女共同参画事業 | 事業内容 | 担当課 |
|----|-------------------------|---|--|
| 22 | 男性の意識改革と家事・育児等参画への気運の醸成 | 固定的性別役割分担意識による育児や介護等の負担が、より女性にかかっている現状は、特に職業生活における女性の活躍推進を阻む要因となっているとともに、男女の個人としての生き方・働き方の主体的な選択にも影響を及ぼしています。そのため、男女共に家庭的責任を担うことができるよう、男性の育児休業等の両立支援制度の活用促進や意識の改革を図るための啓発を図り、男性の家事・育児等への参画の促進に努めます。 | 企画政策課 生涯学習課 健康増進課 シティセールス課 総務課 |
| 23 | 仕事と育児や介護との両立のための制度等の周知 | 性別に関わりなく一人ひとりのライフスタイル、ライフイベントに応じた多様な働き方の選択が主体的にできるよう、育児・介護休業法やその他関係法令等の周知に努めます。 | シティセールス課 企画政策課 健康増進課 |

●男女別年齢階級別労働力率（平成 27 年）〔全国・本市〕



資料：総務省「平成 27 年国勢調査」